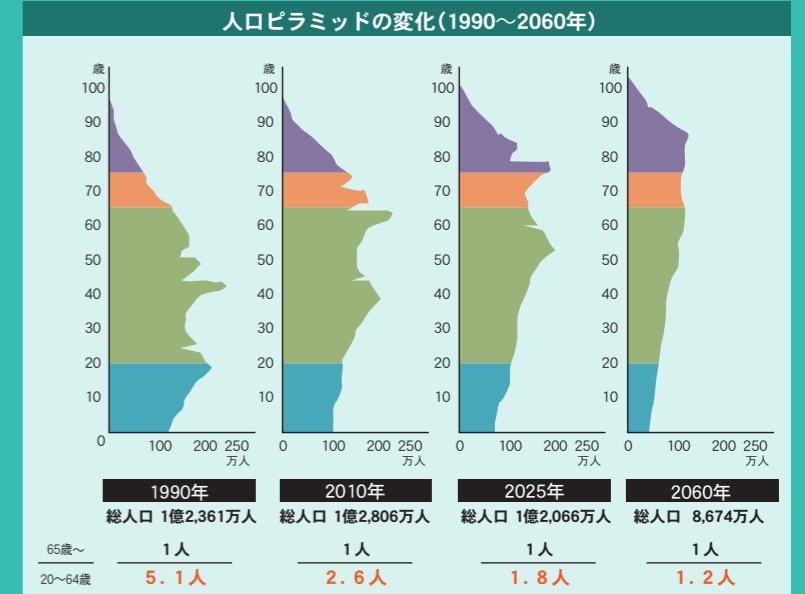




老人保健課には医師、歯科医師、看護師、保健師、作業療法士、管理栄養士等、様々な職種が配置されており、多職種連携のもと多角的な視点を取り入れ、業務にあたっています。

介護保険制度は、平成12年4月の創設から15年目を迎えました。要介護・要支援者、介護サービスの利用者が増加の一途を辿る中、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据えて、創設以来3年ごとに法改正と報酬改定を行ってきました。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、生活の中で医療、介護、住まいなどが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指して、今後の法改正・報酬改定に臨みます。



ひとりの高齢者をより少ない人数で支える社会構造に変化してきているため、持続可能な制度の構築が求められています。

平成12年
創設

平成17年
法改正

平成18年
報酬改定

平成23年
法改正

平成24年
報酬改定

今後

介護保険制度創設時の思い出



技術総括審議官
三浦 公嗣
(当時：介護保険準備室所属)

人口の高齢化が急速に進み、要介護高齢者が増大したこと、家族の介護負担の増大が社会問題化したことを踏まえ、平成6年4月、当時の厚生省において、高齢者介護対策本部を設置して、介護保険制度の検討が始まり、平成9年12月に介護保険法が成立しました。連日、同僚や上司と深夜まで議論し、国会で法律が可決されたときには感慨深いものがありました。

平成17年 法改正のポイント

- 総合的な介護予防サービスの制度化
- 利用が主に市町村の圏域内に留まる「地域密着型サービス」の制度化
- 「総合的な相談窓口機能」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的なマネジメント」の三つの機能を担う「地域包括支援センター」の制度化

平成18年 報酬改定のポイント

- 自立支援・目標指向型にむけた介護予防サービスの基準・報酬の見直し
- 地域密着型サービスの推進と居住系サービスの多様化
- 施設、居宅における重度化対応とターミナルケアへの対応も含めた医療との連携強化と機能分化の明確化

平成23年 法改正のポイント

- 日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を法に規定
- 単身・重度の要介護者等に対応できる新サービスの創設
- 予防給付と生活支援サービスの総合的実施を可能とする総合事業の導入

平成24年 報酬改定のポイント

- 中重度の要介護者が在宅生活を継続できるサービスの適切な評価及び施設サービスの重点化
- 介護予防・重度化予防の観点から、リハビリなど自立支援型サービスの適切な評価及び重点化
- 診療報酬との同時改定の機会に、医療と介護の連携・機能分担を推進

今後の課題



老人保健課 課長
迫井 正深

高齢者介護を持続可能な制度で支える、という視点が重要です。キーワードは市町村や医療機関・介護事業者そして住民を巻き込む「地域づくり」。地域のノウハウを幅広く収集しながら、制度づくりというマクロなアプローチにどう集約していくのか。現場と霞が関をつなぐ行政官のセンスと努力が試されます。

医療介護連携について

住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど様々な局面においてサービスの枠を超えて医療と介護の連携を図ることができ体制整備が必要です。このため、地域の実情を良く把握する市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会等と連携しつつ、取り組むことが必要であり、介護保険制度に在宅医療・介護連携の推進に係る事業を位置づけた改正法案を、平成26年通常国会に提出したところです。



Shinya TSURUTA

課長補佐 **鶴田 真也**

介護予防、リハビリ、要介護認定、在宅医療・介護連携の推進、介護・医療関連情報の「見える化」の推進を担当しています。できる限り現場のニーズを踏まえた施策を展開できるように、ヒューマンネットワークを拡大しながら、業務に励んでいます。



Makiyo IWATA

主査 **岩田 真紀代**

口腔・栄養の対応、介護予防、サービスの質の評価等を担当しています。時間の許す限り現場に出向き、自分の目で実態をみて、第一線で取り組まれている方や利用者の声を聞くことを大切にしています。生の声やエビデンスに基づき、自分の発想を活かすことのできる職場です。



Nao YONEKURA

主査 **米倉 なほ**

介護老人保健施設、短期入所などを担当しています。経験のない分野で新しい学びが続く中であっても、医師としての視点や知識が役立つことを実感した配属初年度でした。医療と介護の有機的な連携のために、医系技官ならではの役割があります。